

14. 委員会は、締約国が、慰安所のこれらの女性たちの「募集、移送及び管理」は、軍又は軍のために行動した者たちにより、脅迫や強圧によって総じて本人たちの意に反して行われた事例が数多くあったとしているにもかかわらず、「慰安婦」は戦時中日本軍によって「強制的に連行」されたのではなかったとする締約国の矛盾する立場を懸念する。委員会は、被害者の意思に反して行われたそうした行為はいかなるものであれ、締約国の直接的な法的責任をとまなう人権侵害とみなすに十分であると考え。委員会は、公人によるものおよび締約国の曖昧な態度によって助長されたものを含め、元「慰安婦」の社会的評価に対する攻撃によって、彼女たちが再度被害を受けることについても懸念する。委員会はさらに、被害者によって日本の裁判所に提起されたすべての時効を理由に拒絶されたとの情報を考慮に入れる。委員会は、この状況は被害者の人権が今も引き続き侵害されていることを反映するとともに、過去の人権侵害の被害者としての彼女たちに入手可能な効果的な救済が欠如していることを反映していると考え（2条、7条、及び8条）。

勧告を受けた国の対応についてのNGOの評価

A: 対応はおおむね良好 Reply/action largely satisfactory;

B1: 実質的な行動がとられたが、追加情報が必要 Substantive action taken, but additional information required;

B2: 初期の行動がとられたが、追加情報と追加措置が必要 Initial action taken, but additional information and measures required;

C: とられた行動は勧告内容を実施するものではない、もしくは勧告内容を実施する行動がとられてない

Actions taken do not implement the recommendation OR No action taken;

D1 and D2: NGO評価に該当しない NOT APPLICABLE for NGOs;

E: とられた措置は委員会の勧告と正反対 The measures taken are contrary to the Committee's recommendations

<p>勧告</p>	<p>締約国は、以下を確保するため、即時かつ効果的な立法的及び行政的な措置をとるべきである。 (i)戦時中、「慰安婦」に対して日本軍が犯した性奴隷あるいはその他の人権侵害に対するすべての訴えは、効果的かつ独立、公正に捜査され、加害者は訴追され、そして有罪判決ができれば処罰すること。</p>		
<p>締約国がとった行動 (あれば)と、現在の 状況</p>	<p>締約国は勧告実施のために何らかの行動をとったか。そうであれば、どのような措置だったか。いつ、だれが、どこで、どのように、何のための措置だったのか。 締約国による行動のうち、勧告と正反対のものはあったか。そうであれば、どのような行動か。 現在の状況は概観するとどうか。締約国審査後、何らかの変化があったか。あったのであれば、何か。 もし締約国が何らかの行動をとったのであれば、その行動は現状に対する個別具体的な影響があったか。 <記述欄> 締約国は、勧告実施のためのいかなる行動もとっていない。</p>		
<p>その他コメント</p>	<p>他に追加したいコメントや情報があれば記入を。勧告を完全に実施したり、現状を改善するために、締約国はどのような具体的な（長期的もしくは迅速な）行動をとることができるか、もしくはとるべきか。</p>	<p>NGO 評価 A-E</p>	<p>C</p>

	<p><記述欄> ー加害者の訴追について 中曽根康弘元首相は、海軍主計将校として戦時中インドネシアに駐屯していた頃を回想して「三千人からの部隊だ。やがて、原住民の女を襲うものやバクチにふけるものも出てきた。そんなかれらのために、私は苦心して、慰安所をつくってやったこともある」と述べている（松浦敬紀元編『終わりなき海軍』文化放送開発センター出版部、1978年）。防衛省防衛研究所図書館所蔵の「海軍航空基地第二設営班資料」には「主計長の取計で土人女を集め慰安所を開設 気持ちの緩和に非常に効果ありたり」「主計長 海軍中尉 中曽根康弘」と記されており、上記の中曽根元首相の回想と合致することが分かる。 締約国は、「慰安所」を設立した責任者の一人である中曽根元首相に対して、事情聴取を行い、必要に応じて法的措置を取るべきである。</p>		
<p>勧告</p>	<p>(ii) 被害者とその家族の司法へのアクセスおよび完全な被害回復。</p>		
<p>締約国がとった行動（あれば）と、現在の状況</p>	<p>締約国は勧告実施のために何らかの行動をとったか。そうであれば、どのような措置だったか。いつ、だれが、どこで、どのように、何のための措置だったのか。 締約国による行動のうち、勧告と正反対のものはあったか。そうであれば、どのような行動か。 現在の状況は概観するとどうか。締約国審査後、何らかの変化があったか。あったのであれば、何か。 もし締約国が何らかの行動をとったのであれば、その行動は現状に対する個別具体的な影響があったか。 <記述欄> 締約国は、勧告実施のためのいかなる行動もとっていない。</p>		
<p>その他コメント</p>	<p>他に追加したいコメントや情報があれば記入を。勧告を完全に実施したり、現状を改善するために、締約国はどのような具体的な（長期的もしくは迅速な）行動をとることができるか、もしくはとるべきか。 <記述欄> これまで被害者による日本の裁判所への訴えがすべて棄却されているため、2015年7月、韓国の被害者2名が安部首相や昭和天皇、日本企業などを相手に損害賠償請求訴訟を米国連邦地裁に提起した。 CCPRの勧告が出された2014年7月以降、フィリピンでは1名の被害者が、韓国では7名の被害者が死亡した。</p>	<p>NGO 評価 A-E</p>	<p>C</p>
<p>勧告</p>	<p>(iii) 入手可能なすべての証拠の開示。</p>		
<p>締約国がとった行動（あれば）と、現在の状況</p>	<p>締約国は勧告実施のために何らかの行動をとったか。そうであれば、どのような措置だったか。いつ、だれが、どこで、どのように、何のための措置だったのか。 締約国による行動のうち、勧告と正反対のものはあったか。そうであれば、どのような行動か。</p>		

<p>状況</p>	<p>現在の状況は概観するとどうか。締約国審査後、何らかの変化があったか。あったのであれば、何か。もし締約国が何らかの行動をとったのであれば、その行動は現状に対する個別具体的な影響があったか。</p> <p><記述欄></p> <p>締約国は、勧告実施のためのいかなる行動もとっていない。</p>		
<p>その他コメント</p>	<p>他に追加したいコメントや情報があれば記入を。勧告を完全に実施したり、現状を改善するために、締約国はどのような具体的な（長期的もしくは迅速な）行動をとることができるか、もしくははとるべきか。</p> <p><記述欄></p> <p>締約国は 1993 年以降、日本軍性奴隷制の真相究明のための調査を一度も行っていない。同年以降、研究者や市民団体の努力により、日本軍性奴隷制を立案・創設・維持・管理した責任が日本軍と日本政府にあることを示す膨大な資料が見つかっている。締約国は真相究明のため、ただちに日本政府保有資料を全面公開し、国内外でのさらなる資料調査を行い、国内外の被害者及び関係者へのヒヤリングを行うべきである。</p>	<p>NGO 評価 A-E</p>	<p>C</p>
<p>勧告</p>	<p>(iv) 教科書への十分な記述を含む、この問題に関する生徒・学生と一般市民の教育。</p>		
<p>締約国がとった行動（あれば）と、現在の状況</p>	<p>締約国は勧告実施のために何らかの行動をとったか。そうであれば、どのような措置だったか。いつ、だれが、どこで、どのように、何のための措置だったのか。</p> <p>締約国による行動のうち、勧告と正反対のものはあったか。そうであれば、どのような行動か。</p> <p>現在の状況は概観するとどうか。締約国審査後、何らかの変化があったか。あったのであれば、何か。もし締約国が何らかの行動をとったのであれば、その行動は現状に対する個別具体的な影響があったか。</p> <p><記述欄></p> <p>締約国は、勧告と正反対の行動をとった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締約国における教科書検定基準に「政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」が 2014 年 1 月に加えられたため、2015 年 1 月には、東京の教科書会社が高校教科書 3 点から「従軍慰安婦」が含まれる記述を削除した。さらに他の中学教科書では、検定の過程で被害女性の証言や「慰安所」の地図が削除され、かわりに「日本軍や官憲による強制連行を直接示す資料は発見されていない」という締約国の政府見解を記した説明が追加された。 ・2014 年 12 月、外務省は米国の教科書会社の幹部と面会し、日本軍が女性を慰安所で働かせるために強制的に募集、徴用されたとする記述などについての修正を要請した（『ハンギョレ新聞』電子版、2015 年 1 月 12 日）。しかし、同社はその後「記述は史的事実に基づく」として修正要請を拒否した（『読売新聞』電子版、2015 年 1 月 17 日）。 ・国立の歴史博物館には日本軍性奴隷制に関する記述や説明はなく、大阪市や埼玉県など、公立歴史博物館にあった「慰安婦」関連記述は、リニューアルに際して削除される事例が続いている。 		

	<p>このように、締約国は国内で日本軍性奴隷制問題に関する教育を行うための努力をするどころか、締約国の法的責任を否定するための政府見解を教科書に記述させ、他国の教科書記述内容にまで干渉している。</p>		
<p>その他コメント</p>	<p>他に追加したいコメントや情報があれば記入を。勧告を完全に実施したり、現状を改善するために、締約国はどのような具体的な（長期的もしくは迅速な）行動をとることができるか、もしくはとるべきか。</p> <p><記述欄></p> <p>締約国は、日本軍性奴隷制問題を否定するための記述ではなく、自らの法的責任認知に基づいた記述を中高すべての教科書に記載するよう促すべきである。また、他国の教科書の記述内容に干渉するべきではない。</p>	<p>NGO 評価 A-E</p>	<p>E</p>
<p>勧告</p>	<p>(v) 公での謝罪を表明することおよび締約国の責任の公的認知。</p>		
<p>締約国がとった行動（あれば）と、現在の状況</p>	<p>締約国は勧告実施のために何らかの行動をとったか。そうであれば、どのような措置だったか。いつ、だれが、どこで、どのように、何のための措置だったのか。</p> <p>締約国による行動のうち、勧告と正反対のものはあったか。そうであれば、どのような行動か。</p> <p>現在の状況は概観するとどうか。締約国審査後、何らかの変化があったか。あったのであれば、何か。</p> <p>もし締約国が何らかの行動をとったのであれば、その行動は現状に対する個別具体的な影響があったか。</p> <p><記述欄></p> <p>締約国は、勧告と正反対の行動をとった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安部首相は、国会で「『日本が国ぐるみで性奴隷にした』との、いわれなき中傷がいま世界で行われている」（衆議院予算委員会 2014. 10. 3）と答弁した。この発言は、これまで貴委員会を含めた各種の国連人権諸機関が、日本軍の女性たちへの行為の本質を性奴隷化と的確に表わし、締約国に対して問題の解決を求めてきたことへの明らかな反発とみることができる。 ・日本の外務省は、2014 年 10 月、「女性のためのアジア平和国民基金」ウェブサイトから「多くの女性を強制的に『慰安婦』として軍に従わせた」という記述を含んだ呼びかけ文を削除した。 ・日本政府代表団は、2015 年 6 月、日本軍性奴隷制問題についての日韓局長級会議の場で、韓国に対して「性奴隷」表現の不使用を要請した。 ・安部首相は 2015 年 3 月 27 日付の米ワシントン・ポスト紙上で日本軍性奴隷制問題について「人身売買の犠牲となり」と発言した。人身売買の事実を認諾したなら、それに伴う国家の責任も認めるべきであるが、このことについて安部首相は見解を明らかにしていない。 		
<p>その他コメント</p>	<p>他に追加したいコメントや情報があれば記入を。勧告を完全に実施したり、現状を改善するために、締約国はどのような具体的な（長期的もしくは迅速な）行動をとることができるか、もしくはとるべきか。</p> <p><記述欄></p>	<p>NGO 評価 A-E</p>	<p>E</p>

	<p>日本軍性奴隷制の被害を受けた女性たちは、暴力、威嚇、虐待などの手段によって性交を強要され、監視され、逃亡困難な地域におかれ、自由な移動ができない状態にあった。徴集される際の手段も暴行や脅迫、詐欺、人身売買などによるものであった。被害女性たちはその行動を他人に支配され、個人としての自由を著しく剥奪された奴隷状態にあり、さらに性的行為を行わせられた点でまさに性奴隷状態にあった。締約国は、この事実を認めただけで、自らの法的責任に基づいた措置をただちに取るべきである。</p>		
<p>勧告</p>	<p>(vi) 被害者を侮辱あるいは事件を否定するすべての試みへの非難。</p>		
<p>締約国がとった行動(あれば)と、現在の状況</p>	<p>締約国は勧告実施のために何らかの行動をとったか。そうであれば、どのような措置だったか。いつ、だれが、どこで、どのように、何のための措置だったのか。</p> <p>締約国による行動のうち、勧告と正反対のものはあったか。そうであれば、どのような行動か。</p> <p>現在の状況は概観するとどうか。締約国審査後、何らかの変化があったか。あったのであれば、何か。</p> <p>もし締約国が何らかの行動をとったのであれば、その行動は現状に対する個別具体的な影響があったか。</p> <p><記述欄></p> <p>締約国は、勧告と正反対の行動をとった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年7月、与党である自民党の「日本の名誉と信頼を回復するための特命委員会」は、日本軍性奴隷制問題についての提言を安部首相に手渡した。提言では、河野元内閣官房長官が「慰安婦」とされた女性の募集、移送、管理が総じて本人の意思に反して行われたことが強制連行だと認めたことが「事実と反する認識を広めた大きな原因となった」と指摘し(『朝日新聞』電子版、2015年7月30日)、「慰安婦問題をめぐる事実誤認に対し、事実に基づく反論を行う」ことを首相に要求した。安部首相はこれに対して「誤った点は直していかなければならない」と述べた(『朝日新聞』電子版、2015年7月28日)。 ・インターネット上では日本軍性奴隷制被害者たちを侮辱するヘイト・スピーチが溢れかえっているが、これに対して締約国はいかなる措置も取っていない。 		
<p>その他コメント</p>	<p>他に追加したいコメントや情報があれば記入を。勧告を完全に実施したり、現状を改善するために、締約国はどのような具体的な(長期的もしくは迅速な)行動をとることができるか、もしくはとるべきか。</p> <p><記述欄></p> <p>締約国は、日本軍性奴隷制の犯罪性を連行形態にのみ限定し、さらに「軍や官憲が家に押し入って人を人さらいのごとく連れていく」ことのみを問題視する見解をただちに修正し、被害女性たちの性奴隷化をはじめとする自らの法的責任を認知し、自由権規約委員会の勧告に従って問題の永続的な解決に向けた措置をただちに取るべきである。</p>	<p>NGO 評価 A-E</p>	<p>E</p>